

## 【第7号議案】

# 東海医療ソーシャルワーカー協議会 会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、東海医療ソーシャルワーカー協議会と称する。

### (目的)

第2条 本会は、東海地方の医療ソーシャルワーカー協会（愛知、岐阜、三重、静岡を単位とする医療ソーシャルワーカーの職能団体）間の連絡提携を密にして、医療ソーシャルワーカーの立場から、専門的技術の調査研究と医療ソーシャルワークの普及に努め、もって公衆衛生の向上並びに社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 第2章 事業

### (事業内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 医療ソーシャルワークに関する連絡調整を行う。
2. ソーシャルアクションに関する意思統一を行う。
3. その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

## 第3章 組織

### (事務局)

第4条 本会の事務局は会長を選出した団体の事務局に置く。

### (構成団体)

第5条 本会は、東海地方の医療ソーシャルワーカー協会（愛知、岐阜、三重、静岡を単位とする医療ソーシャルワーカーの職能団体）を構成団体とする。

### (入会)

第6条 前条に定める構成団体は、文書連絡の上、任意に入会することができる。

### (退会)

第7条 構成団体は、事前に文書連絡の上、任意に退会することができる。

## 第4章 会費および経費

### (会費)

第8条 構成団体は、年会費 3,000 円を納入するものとする。

### (経費)

第9条 本会の経費は、構成団体からの会費及び寄附金その他の収入をもってこれを支弁する。

## 第5章 役員および会議

### (役員)

第10条 本会の会務運営を担うため、構成団体の中から4名以上6名以内の役員を置く。

1. 役員は、役員選出を議案とする会議において、選挙によって出席者の過半数の信任を得た者が就任する。
2. 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。また、本会の会長の任期満了の場合において、後任者が就任するまでは前任者が引き続きその職務を執行する。
3. 選出団体において役員に交代があった場合には、その新任者が前任者の残任期間の職務に当たる。
4. 役員のうち1名を会長、3名を副会長、1名を事務局長、1名を事務局次長とする。
5. 会長は役員の間選により選出する。再任は妨げないが、連続しては2期までしか選任できないものとする。

### (会議)

第11条 定例会議は、原則として毎年1回、代表が召集し開催する。

1. 前項のほか、会長が必要と認めたとき又は構成団体の過半数から要求があったときは、代表が臨時会議を召集する。

### (議決)

第12条 会議の議決は、この会則に別に定めるもの以外は、出席者の全会一致によるものとする。

### (出席者)

第13条 会議には、構成団体が選出した構成員が出席する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その代理を出席させることができる。

## 第6章 会計および規則改正

### (会計年度)

第14条 本会の会計年度は、国の会計年度を準用する。

### (予算および決算)

第15条 本会の毎年度歳入歳出予算及び決算は、定例会議において出席者の過半数以上の同意を得なければならない。

### (会則の改廃、解散)

第16条 会則の改廃及び本会の解散は、その議案提出会議における出席者の過半数以上の同意を得なければならない。

### 付則

第1項 本会則は、2025年度の各県の総会において議決され、同日をもって施行する。